見積競争公告

下記について見積競争に付します。

令和 8 年 11 月 20 日

全国健康保険協会　福島支部
支部長　　宍戸　英裕

記

1. 調達内容
（1） 調達件名
健康宣言事業所に関するDVD、図書の購入
（2） 調達物品の特質等
仕様書による
（3） 納入期限
令和 9 年 3 月 25 日（木） 正午
（4） 納入場所
〒960-8546　福島県福島市栄町 6-6　福島セントランドビル　8F
全国健康保険協会福島支部
（5） 見積方法
総価にて見積競争に付する。見積書を提出期限内に提出し、全国健康保険協会が定める予定価格の範囲内で、最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。相手方の決定にあたっては、見積書に記載された金額をもって判定を行うので、見積競争参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。見積金額には契約履行に必要とする一切の諸経費を含めること。
なお、契約相手となるべき最低価格の見積を提出した者が2者以上あるときは、くじ引き又は再度公告により契約の相手方を決定する。くじ引きを行う場合は、見積書提出期限の翌営業日に窓口にてくじ引きを行い、業者を決定する。窓口への来所が困難な場合は、代理人をたてるか、入札事務に関係のない協会職員がくじ引きを行う。

2. 見積参加資格
（1）全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。
（2）令和 07・08・09 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」のいずれかの等級に格付けされ、東北地域の競争参加資格を有する者であること。

（3）資格審査請求書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
（4）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
（5）全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
（6）損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。

3. 見積書の提出場所等
（1）契約条項を示す場所、仕様書等の交付場所及び提出場所
〒960-8546　福島県福島市栄町 6-6　福島セントランドビル 8F
全国健康保険協会福島支部

仕様書等の交付、ならびに見積書に関する問い合わせ
企画総務グループ　担当　小岩　TEL　024-523-3916
仕様書の内容に関するお問い合わせ
企画総務グループ　担当　奈良　TEL　024-523-3916
※仕様書の交付を希望する者は、依頼書の FAX 送信により交付依頼を行うこと。なお、入札説明書等の資料は書面での交付のみとする。
（2）見積書等提出期限　令和 8 年 12 月 4 日（金） 15 時 00 分
※郵送の場合も上記期限までに必着とする。また、郵送の場合には、追跡可能な方法で送付すること。
（3）見積書の提出方法
①見積書には事業所名・代表者名を記載、代表者印を押印し、直接に提出する場合には封筒に入れて封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名及び「令和 8 年 12 月 4 日公示「健康宣言事業所に関する DVD、図書の購入」見積書在中」と記載しなければならない。
②郵便（書留郵便、特定記録等追跡可能な方法で送付すること。）により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒の封皮に「令和 8 年 12 月 4 日公示「健康宣言事業所に関する DVD、図書の購入」見積書在中」の旨朱書し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記載し表封筒に入れ、上記 3（1）宛に見積書の提出期限までに送付しなければならない。

（4）その他の提出書類（見積書に併せて提出）
①令和 07・08・09 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」の資格審査結果通知書の写し
②暴力団等排除の誓約書（仕様書別添）

4.見積書の無効
次のいずれかに該当する見積書は無効とする。
（1）提出期限までに到着しない見積書

（2）見積競争に参加する資格を有しない者による見積書
（3）記名押印を欠く見積書
（4）金額を訂正した見積書
（5）総価について落札者を決定する旨を告げて見積を行った場合で、総価でない価格を記載した見積書（単価も同様）
（6）誤字、脱字等により意思表示が不透明である見積書
（7）仕様書等で定める条件に違反して提出された見積書
（8）同一案件の見積において、1人の者が2通以上の見積書を提出した場合における当該2通以上の見積書
（9）(1)から(8)に掲げるほか、仕様書等の定めに違反し、又は見積書に関する必要な条件を具備していない見積書

5. その他
（1）見積書作成及び提出等に係る費用は、全て見積競争に参加する者が負担すること。
（2）当協会の都合により見積競争を取りやめることがある。
（3）契約の相手方を決定するため、見積競争の参加者に対して追加資料の提出を求める場合がある。
（4）契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
　日本語及び日本国通貨
（5）契約保証金
　全額免除とする
（6）見積競争参加者に要求される事項
　この見積競争に参加を希望する者は、競争参加資格に関する証明書等を令和 8 年 12 月 4 日（金）までに提出しなければならない。また、担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
（7）見積書のＦＡＸでの提出は認めない。また見積書には、事業所名・代表者名を記載し、代表者印を押印すること。記載誤り及び記載漏れまたは判読不能なものは無効とする。また、見積金額には物品を指定する場所に搬入する費用等、当該案件に付随する一切の経費を含めることとし、その内訳も明確にすること。
（8）見積書提出後の差替え、変更又は取消しをすることはできない。
（9）見積書提出後、辞退する場合は、見積書提出期限前までに、書面にて辞退を申し出ること（任意様式）。
（10）契約書作成の要否　要
（11）手続きにおける交渉の有無　　無
（12）予定数量の増減については異議を述べることはできない。
（13）見積結果は当協会に掲示する。（※決定業者にのみ別途連絡する。）
（14）委託業務の第三者委託について
　本業務委託の受託者は、本業務を行うにあたり、本業務の一部または全部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

なお、協会の承認を得ずに無断で再委託を行った場合は、違約金等の徴取や競争参加資格の停止措置をとる場合がある。また、競争参加資格を停止した情報は公表する。なお、履行完了後、不適切な再委託が判明した場合も同様となる。

（15）暴力団等排除の誓約書の提出について

競争参加者について、暴力団等でないことを確認するために、（仕様書別添）「暴力団等排除の誓約書」について、ご提出してください。

【参考】

全国健康保険協会会計細則（一部抜粋）
（競争に参加させることができない者）
第 30 条　企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。
（1）　契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
（2）破産者で復権を得ない者
（3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に掲げる者その他これに準ずる者として別に定める者（※）

（競争に参加させないことができる者）
第 31 条　企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。
（1）契約の履行にあたり故意に工事製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
（2）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
（3）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
（4）監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
（5）正当な理由がなく契約を履行しなかった者
（6）契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
（7）前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人といて使用した者
2　企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
3　第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。

※会計細則第30条（3）で「別に定める者」は以下のとおり。
〇暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、 暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）
〇次に該当する者（将来にわたっても該当しないこと）。
・暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
・暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
・自ら又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
・暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
・役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
〇自ら又は第三者を利用して次に該当する行為を行う者
・暴力的な要求行為
・法的な責任を超えた不当な要求行為
・取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
・風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損 し、又は相手方の業務を妨害する行為
・その他準ずる行為

上記のとおり公告する。

【FAX 送信先】
FAX：**024-523-3841**
全国健康保険協会福島支部
企画総務グループ　小岩　行

仕様書等送付依頼書

件名：健康宣言事業所に関する DVD、図書の購入

上記案件に係る仕様書等の送付を希望します。

【送付先】

法人名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所：　〒＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

FAX 番号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿